

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正について（案）の概要

1 規則等の案の題名

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

3 改正の趣旨

静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年静岡市条例第 111 号。以下「条例」という。）の改正に伴い、静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成 28 年静岡市規則第 69 号）の一部を改正する。

4 規則等の案の内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号。以下「準法定事務主務省令」という。）において、外国人に係る生活保護に関する事務が準法定事務として規定されたため、条例に独自利用事務として定めずとも、個人番号を利用して他市との情報連携を行うことができるようになった。

しかし、国が整備する情報連携システムの制約により、準法定事務主務省令の改正後も引き続き外国人に係る生活保護に関する事務を独自利用事務として対応せざるを得ない状況であったが、同システムの準備が整い、令和 8 年 2 月以降、当該事務を準法定事務として処理できる目途が立ったことから、条例の当該事務の独自利用事務の規定を削ることとなり、本規則においても関連する規定を削る。

- (2) 条例別表の事務のうち、生活保護に関する事務（別表中 2）、外国人に係る生活保護に関する事務（別表中 3）及び中国残留邦人等に関する事務（別表中 4）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号。以下「情報提供主務省令」という。）の別表に当該事務で利用することができる特定個人情報が規定されていることから、条例と重複する部分を削ることとなり、本規則にお

いても関連する規定を削る。

- (3) 条例別表に特定個人情報であって自らが保有するものを利用することのできる事務を規定しているが、番号法別表 23 の項の生活保護に関する事務に規定されている被保護者健康管理支援事業が本条例の生活保護に関する事務（別表中 2）及び外国人に係る生活保護に関する事務（別表中 3）に規定されておらず、それらの事務を条例の別表に追加して特定個人情報を利用できるようにしたことに伴い、本規則にも利用に当たって必要な事項を定めるため、所要の改正を行う。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和 8 年 4 月 1 日